

千葉県報			定例 令和8年10月16日	
主 要 目 次				
公 告				
○	土地改良区役員の住所の変更			
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧			
○	都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧			
○	特定調達公告			
○	入札公告			
○	落札者等の公告（三件）			
○	その他			
○	環境影響評価書の作成及び縦覧			
公 告				
土地改良区役員の住所の変更				
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、夷隅郡大多喜町普通川土地改良区から次のとおり役員の住所の変更の届出があった。				
令和八年十月十六日				
千葉県知事 熊谷 俊人				
理事・監事 の別	氏 名	住 所		
理 事	鈴木 保夫	変 更 前	変 更 後	
		市原市光風台五丁目四〇六番地	夷隅郡大多喜町押沼一五四番地三	
都市計画用途地域の関係図書の縦覧				
令和八年十月十六日松戸市の変更に係る松戸都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧にする。				
令和八年十月十六日				
千葉県知事 熊谷 俊人				

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧				
令和八年十月十六日松戸市の変更に係る松戸都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。				
令和八年十月十六日				
千葉県知事 熊谷 俊人				
特 定 調 達 公 告				
この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。				
入札公告				
別冊のとおり一般競争入札に付する。				
令和8年10月16日				
千葉県知事 熊谷 俊人				
落札者等の公告				
別冊のとおり落札者等について公告する。				
令和8年10月16日				
千葉県知事 熊谷 俊人				
落札者等の公告				
別冊のとおり落札者等について公告する。				
令和8年10月16日				
千葉県知事 熊谷 俊人				
落札者等の公告				
別冊のとおり落札者等について公告する。				
令和8年10月16日				
千葉県企業局長 熊谷 俊人				
そ の 他				
環境影響評価書の作成及び縦覧				
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第四十一条第三項の規定により読み替えて適用される同条例第二十四条第二項の規定により、廃棄物焼却等施設の新設（（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業）に係る環境影響評価書を				

作成した。

その都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、都市計画対象事業の名称、種類及び規模、都市計画対象事業実施区域、関係地域の範囲並びに環境影響評価書及びこれを要約した書類の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

令和八年十月十六日

松戸市長 松戸 隆政

一 都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 都市計画決定権者の名称

松戸市

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

松戸市 松戸市長 松戸隆政 松戸市根本三八七番地の五

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 廃棄物焼却等施設の新設

一日当たりの処理能力四百二トン

三 都市計画対象事業実施区域

松戸市高柳新田三七番地ほか

四 関係地域の範囲

松戸市、柏市及び鎌ヶ谷市

五 環境影響評価書及びこれを要約した書類の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
千葉県環境生活部環境政策課	令和八年十月十六日から三十日まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで
松戸市環境部清掃施設整備課	〃	午前九時から午後四時三十分まで
柏市環境部環境政策課	〃	午前八時三十分から午後五時十五分まで
鎌ヶ谷市市民生活部環境課	〃	午前八時三十分から午後五時まで

備考 縦覧期間は、千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く日とする。

購読料 本号（別冊を含む。）

一部

二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三（二二三）二六五八